

令和4年度  
第2回 山形県地域医療対策協議会

日時：令和4年10月20日（木）10時～  
場所：オンライン開催（Zoom）

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議長選出

4 議 事

○ 協議事項

（1）令和5年度医師派遣方針・配置計画（中間案）について

○ 報告事項

（2）医師の働き方改革（特定労務管理対象機関の指定）について

（3）東北医科薬科大学学生及び卒業医師の県内勤務見込みについて

5 その他

6 閉 会

以上

## 資 料 一 覧

### ○ 協議・報告資料

【資料1】山形県地域医療対策協議会設置要綱

【資料2】令和5年度医師派遣方針・配置計画（中間案）について

【資料3】医師の働き方改革（特定労務管理対象機関の指定）について

【資料4】東北医科薬科大学生及び卒業医師の県内勤務見込みについて

以上

## 山形県地域医療対策協議会設置要綱

**(設置)**

第1 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第30条の23の規定に基づき、医師確保対策の具体的な実施に係る関係者間の協議又は調整（以下「協議」という。）を行うため、地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

**(協議事項)**

第2 協議会は、法第30条の23第2項に規定する次の事項について協議する。

- (1) キャリア形成プログラムに関する事項
- (2) 医師の派遣に関する事項
- (3) キャリア形成プログラムに基づき医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の能力の開発等に関する事項
- (4) 医師の確保を特に図るべき区域に派遣された医師の負担軽減のための措置に関する事項
- (5) 医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保のために大学と都道府県とが連携して行う文部科学省令・厚生労働省令で定める取組に関する事項
- (6) 医師法の規定によりその権限に属させられた事項
- (7) その他医師の確保を図るために必要な事項

**(委員)**

第3 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、法第30条の23第1項各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**(会長及び議長)**

第4 協議会に会長及び議長を置く。

2 会長は、知事とし、会務を統括し、協議会を代表する。

3 議長は、委員の互選により選任する。

**(会議)**

第5 会議は、会長が招集し、議長が議事運営を行う。

**(専門部会等)**

第6 協議会に、必要に応じ、専門的事項を調査検討させるために、専門部会やワーキングを置くことができる。

**(庶務)**

第7 協議会の庶務は、健康福祉部医療政策課地域医療支援室において処理する。

**(補則)**

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

- 都道府県医師修学資金の貸与を受けた医師及び自治医科大学卒医師の派遣については、医療法及び厚生労働省医政局の通知に基づき、県が設置する「地域医療対策協議会」において協議の上、決定。
- 山形県医師修学資金の貸与を受けた医師の派遣先の基本的な考え方は、医療法の規定に基づく医療計画の一部である「山形県医師確保計画」において、「日本専門医機構から認定を受けた専門研修プログラムの基幹施設及びその連携施設を基本」と明記。

### 【派遣方針（案）】

上記基本的考え方を踏まえ、市町村等からの要望及び医師個人の意向を聴取の上、県内の専門研修プログラム責任者や大学医学部の各医局等との調整により、県内の医師不足の解消（医師確保計画に掲げる目標達成）に資する配置計画を策定していく。

■ R5 派遣対象医師数：医師修学資金貸与医師67名 自治医科大卒業医師18名 合計85名(R4対象医師：86名)

### ○医療法

第三十条の二十三 都道府県は、次に掲げる者の管理者その他の関係者との協議の場（次項において「地域医療対策協議会」という。）を設け、これらの者の協力を得て、同項各号に掲げる医療計画において定める医師の確保に関する事項の実施に必要な事項について協議を行い、当該協議が調った事項について、公表しなければならない。

一～九 一略一

2 前項の規定により地域医療対策協議会において協議を行う事項は、次に掲げる事項とする。

一 一略一

二 医師の派遣に関する事項 三～七 一略一

### ○「地域医療対策協議会運営指針について（H30.7厚労省通知）」

（3）医師の派遣に関する事項（抜粋）

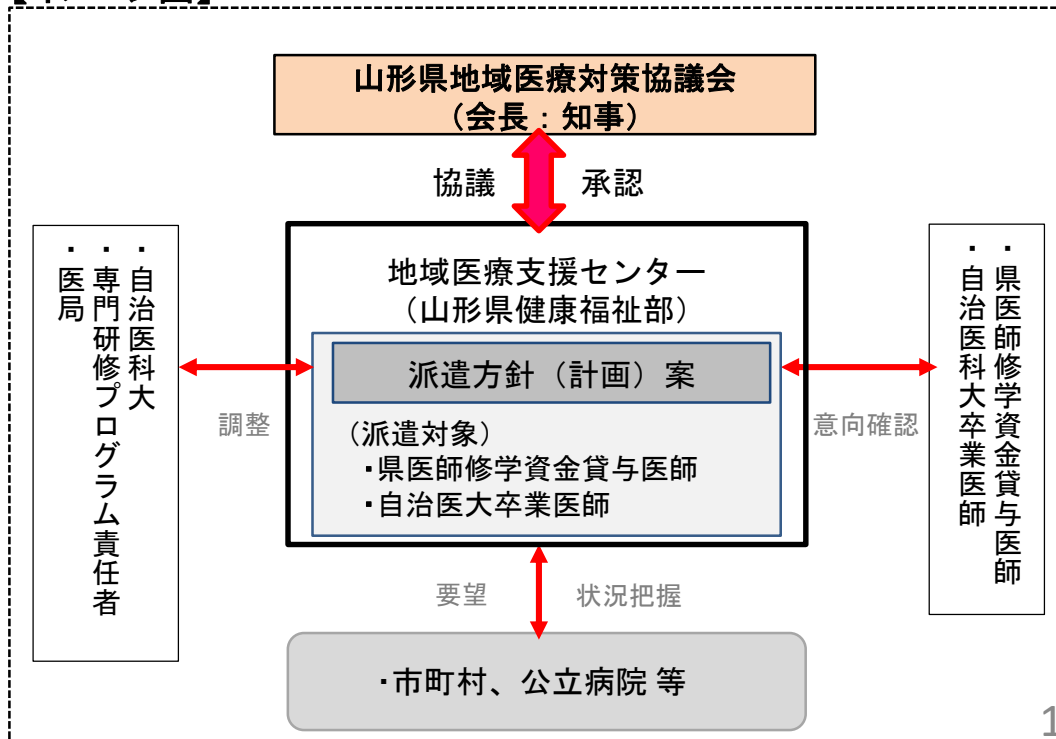
ク 都道府県における医師の派遣先の決定に当たっては、都道府県の政策的観点が一程度反映されるよう、地域医療支援センター（※山形県健康福祉部）が策定した派遣計画案を基に、地域医療対策協議会で協議して派遣先を決定する。

### ○「山形県医師確保計画（R2.7策定）」

第5 目標達成のための必要な施策（1 短期的施策）

・山形県医師修学資金については、医師少数地域等での勤務と専門医の取得などの医師としてのキャリア形成との両立が可能となるキャリア形成プログラムを構築することとします。なお、臨床研修後の県内勤務は、日本専門医機構から認定を受けた専門研修プログラムの基幹施設及びその連携施設を基本とします。

### 【イメージ図】



### 【令和5年度県医師修学資金貸与医師及び自治医科大卒医師配置計画(案) R4.10現在】

- 令和5年度配置（案）については、令和4年10月時点で配置先が調整済みの「県医師修学資金貸与医師のうち山形大学医学部の医局に所属していない者」及び「自治医科大卒医師」を記載。

	医療機関名 (●: 医師少数区域(スポット)医療機関)	R4 (4/1時点)	R5(案)	診療科	
村山	山形大学医学部附属病院	21	-		
	県立中央病院 ※	11	1	救急科	
	山形市立病院済生館	3	-		
	山形済生病院	1	-		
	寒河江市立病院 ●	-	-		
	みゆき会病院 ●	1	-		
	北村山公立病院 ●	-	-		
	県立河北病院 ●	2	-		
	西川町立病院 ●	1	1	内科	
朝日町立病院 ●	2	2	内科		
最上	県立新庄病院 ●※	5	3	内科	
	最上町立最上病院 ●	1	1	内科	
	町立金山診療所 ●	1	1	内科	
	大蔵村診療所 ●	1	1	内科	
置賜	米沢市立病院 ●	1	-		
	公立置賜総合病院 ●※	10	-		
	小国町立病院 ●	2	2	内科	
	白鷹町立病院 ●	-	-		
庄内	県立こころの医療センター ●	-	-		
	鶴岡市立荘内病院 ●	-	-		
	(地独) 山形県・酒田市 病院機構	日本海総合病院 ●※	10	-	
		日本海八幡クリニック ●	1	1	内科
県外医療機関での研修等による義務消化中断医師		12	-		
計		86	13		
調整中		0	72		

- (参考) 令和5年度県医師修学資金貸与医師の専門研修開始予定者のプログラムに係る選択状況(R4.10現在)

基幹施設	専門研修プログラム名	R5予定	臨床研修先
山形大学医学部附属病院	山形大学医学部附属病院内科 専門医研修プログラム	1	山大1名
	山形大学産婦人科専門研修施設 群専門研修プログラム	1	山大1名
	放射線科領域モデル専門研修プログラム	1	済生館1名
日本海総合病院	日本海総合病院内科専門研修プログラム	1	日本海1名
検討中		1	県中1名
計		5	

(令和4年度臨床研修2年目の研修医からの聞き取りにより作成)

- ※ 県立中央病院、県立新庄病院、公立置賜総合病院、日本海総合病院は、へき地医療拠点病院として応援診療の実施を検討。

### (1) 指定の概要

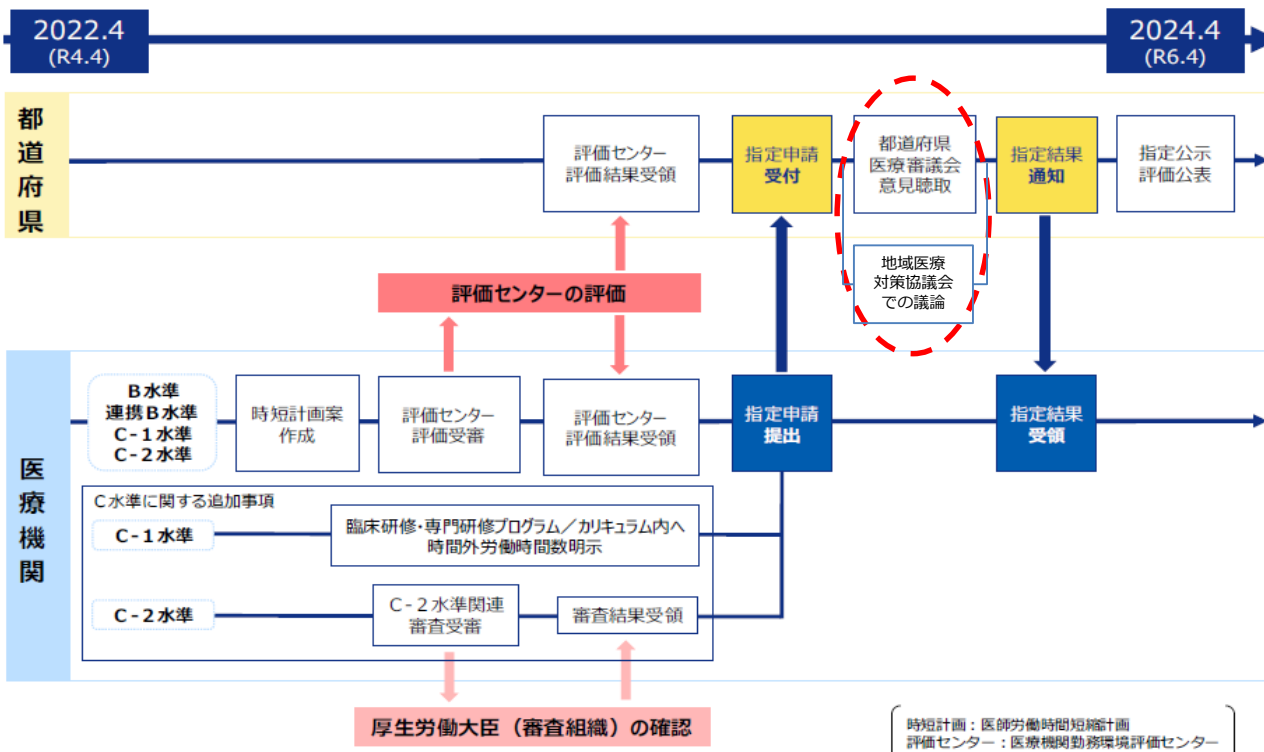
- 令和6年4月から医師に対する時間外労働の上限規制が適用されるにあたり、地域医療確保又は集中的技術向上の観点から、年960時間を超える時間外労働をさせる必要がある医療機関は、都道府県の指定を受ける必要がある

医療機関に適用する水準	年の上限時間
A（一般労働者と同程度）	960時間
連携B（医師を派遣する病院）	1,860時間 ※2035年度末を目標に終了
B（救急医療等）	1,860時間
C-1（臨床・専門研修）	
C-2（高度技能の修得研修）	

（令和4年度第1回都道府県医療勤務環境改善担当課長会議（厚生労働省）資料より抜粋）

### (2) 指定までのイメージ

- 指定に当たって、都道府県知事はあらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない（改正医療法第113条）
- また、指定に関する実質的な議論については、地域医療対策協議会等の場で行うことを想定（医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ（令和2年12月22日））



（令和4年度第2回都道府県医療勤務環境改善担当課長会議（厚生労働省）資料より抜粋し一部追記）

### (3) 現在の各医療機関の状況

いずれも令和4年度に県が医療機関（病院 67か所及び有床診療所 45か所）に対して行った状況調査により確認した内容  
（令和4年9月末時点）

○指定申請の意向がある医療機関

7 医療機関 ※詳細な状況について精査・確認中

○時間外上限規制の適用による影響

- ・ 令和6年4月（上限規制適用）以降に年間1,860時間を超える休日・時間外勤務が見込まれる医師はいない
- ・ 時間外上限規制の適用を理由とした派遣の取止め・縮小の予定はない

○宿日直許可の取得・申請状況

右表のとおり

（宿日直許可取得により、当該勤務については時間外労働時間に換算されない）

宿日直許可の取得・申請状況

分類	病院	有床診
許可取得済み	24	3
申請予定	34	0
申請予定なし	5	15
不明・未回答	4	27
計	67	45

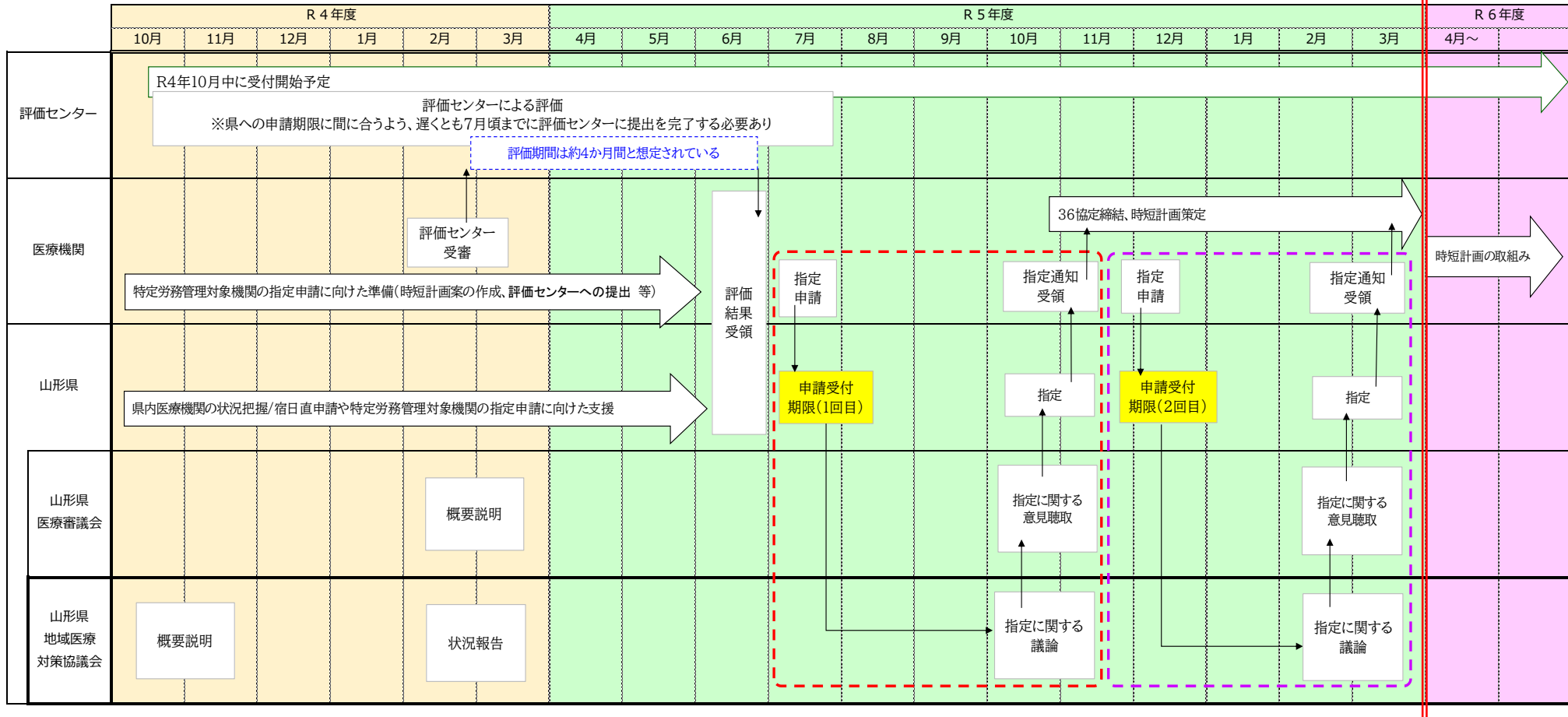
### (4) 今後の対応

- ・ 現時点における本県の想定スケジュール（次頁別表）を県内医療機関に周知し、申請・指定に向けた準備を進めるとともに、厚生労働省や医療勤務環境評価センターから今後示される追加情報により、詳細なスケジュールを調整・更新
- ・ 申請があった医療機関の指定に関して、地域医療対策協議会の場で議論  
→令和5年度は2回（10月頃及び2月頃）御議論いただく予定
- ・ 県内医療機関に、制度の再周知等を行い、引き続き適切な労務管理を行うよう要請

### 【別表】指定に向けた本県の想定スケジュール

※R4年9月末時点の想定スケジュールであり、今後の追加情報により、詳細な内容に変更・更新する予定

時間外上限規制等の適用





- 学校法人東北医科薬科大学医学部は、東北地方の医師不足の解消及び震災による被災地域の復旧・復興の核として、東北地方の医療を将来にわたって担う医師を育成することを目的に2016年（平成28年）4月に開設。
- 令和4年3月で第1期生が卒業を迎え、4月から臨床研修を開始している。
- 当該大学には、2つの修学資金制度（A方式：大学から修学資金の貸与を受けることが要件、B方式：大学と東北各県の修学資金の貸与を受けることが要件）を設けている。

	A方式（大学の修学資金）	B方式（大学+県の修学資金） 一般枠（県の修学資金のみ）
返還免除要件 （義務年限）	10年間（臨床研修期間を含まず）	9年間（臨床研修期間を含む）
（医師少数区域等の義務年限）	4年間（臨床研修期間を含まず）	
派遣方法	地域医療対策協議会の協議の上、決定	
臨床研修病院	問わない（県内での実施を推奨）	山形県内の臨床研修病院（9病院）
勤務医療機関	○ 山形県・市町村・地方独立行政法人が開設する病院又は診療所、山形大学附属病院 等 （内4年間は、医師少数区域及び医師少数スポットに所在する医療機関）	
義務年限の 不算入期間	休職・停職又は育児休業の期間	
義務年限 中断期間	原則3年以内（最大6年） ○ 大学院の医学を履修する課程に進学し、臨床に従事しない期間 ○ 県外・国外研修期間（臨床研修修了後に限る） ○ 専門医資格取得等のため、義務年限期間を超えて専門研修等を行う期間	

東北医科薬科大学 在學生及び卒業生一覽 (令和4年度時点)

(単位：人)

区分	1期生 (H28入)	2期生 (H29入)	3期生 (H30入)	4期生 (H31入)	5期生 (R2入)	6期生 (R3入)	7期生 (R4入)	合計
A方式	1	1	1	1	1	1	1	7
B方式	6	3	7	7	6	8	9	46
一般枠		2			2			4
合計	7	6	8	8	9	9	10	57

臨床研修修了後の県内勤務見込者

【臨床研修先病院】

県立中央病院5名(A方式1、B方式4) 山形済生病院1名(B方式)  
鶴岡市立荘内病院1名(B方式) 合計7名

(単位：人)

年度	1期生 (H28入)	2期生 (H29入)	3期生 (H30入)	4期生 (H31入)	5期生 (R2入)	6期生 (R3入)	7期生 (R4入)	合計
R4	臨研1年	6年生	5年生	4年生	3年生	2年生	1年生	0
R5	臨研2年	臨研1年	6年生	5年生	4年生	3年生	2年生	0
R6	7	臨研2年	臨研1年	6年生	5年生	4年生	3年生	7
R7	7	6	臨研2年	臨研1年	6年生	5年生	4年生	13
R8	7	6	8	臨研2年	臨研1年	6年生	5年生	21
R9	7	6	8	8	臨研2年	臨研1年	6年生	29
R10	7	6	8	8	9	臨研2年	臨研1年	38
R11	7	6	8	8	9	9	臨研2年	47
R12	7	6	8	8	9	9	10	57



令和6年度より卒業生の地域勤務が始まるため、令和5年度の地対協において、配置を協議する。